

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会

●●● 目 次 ●●●

P 1 . . . 基本方針

P 2 . . . 組織図

P 3 . . . 各事業所の取り組み（鵜殿事業所）

P 4 . . . 各事業所の取り組み（鵜殿事業所）

P 5 . . . 各事業所の取り組み（神内事業所、アプローチ事業所 他）

P 6 ～ P 7 . . . 法人の運営

P 8 ～ P 1 5 . . . 地域福祉事業

P 1 5 ～ P 1 7 . . . ボランティア・市民活動センター事業

P 1 7 ～ P 1 9 . . . 特定相談事業、町からの受託事業

P 1 9 ～ P 2 1 . . . 介護サービス事業

P 2 2 ～ P 2 3 . . . 総合支援事業「アプローチ」

P 2 4 ～ P 2 6 . . . 各種団体関係事業の事務局

【 基本方針 】

令和元年度から新型コロナウイルス感染拡大が始まり、令和3年度には第6波となる変異株オミクロンの感染拡大が全国的に広がっていることから国は予防対策としてワクチンの接種を推進し、現在3回目の接種が進められています。

令和4年に入り本町においては低年齢層への感染が広まりつつあり心配するところであります。

また、社協の事業の推進においても事業の中止・延期等大きな影響を与えており介護保険事業の通所介護事業・訪問介護事業の利用者の方や、就労継続支援B型事業所の利用者の方への感染拡大も危惧するところで、全職員細心の注意を払い感染対策を取りながら事業を展開しているところです。

そんな中、国は疲弊した介護職員等の処遇改善支援補助金の政策を打ち出しました。これに伴い新年度、予算化をして介護職員等の処遇改善支援を実施していきます。

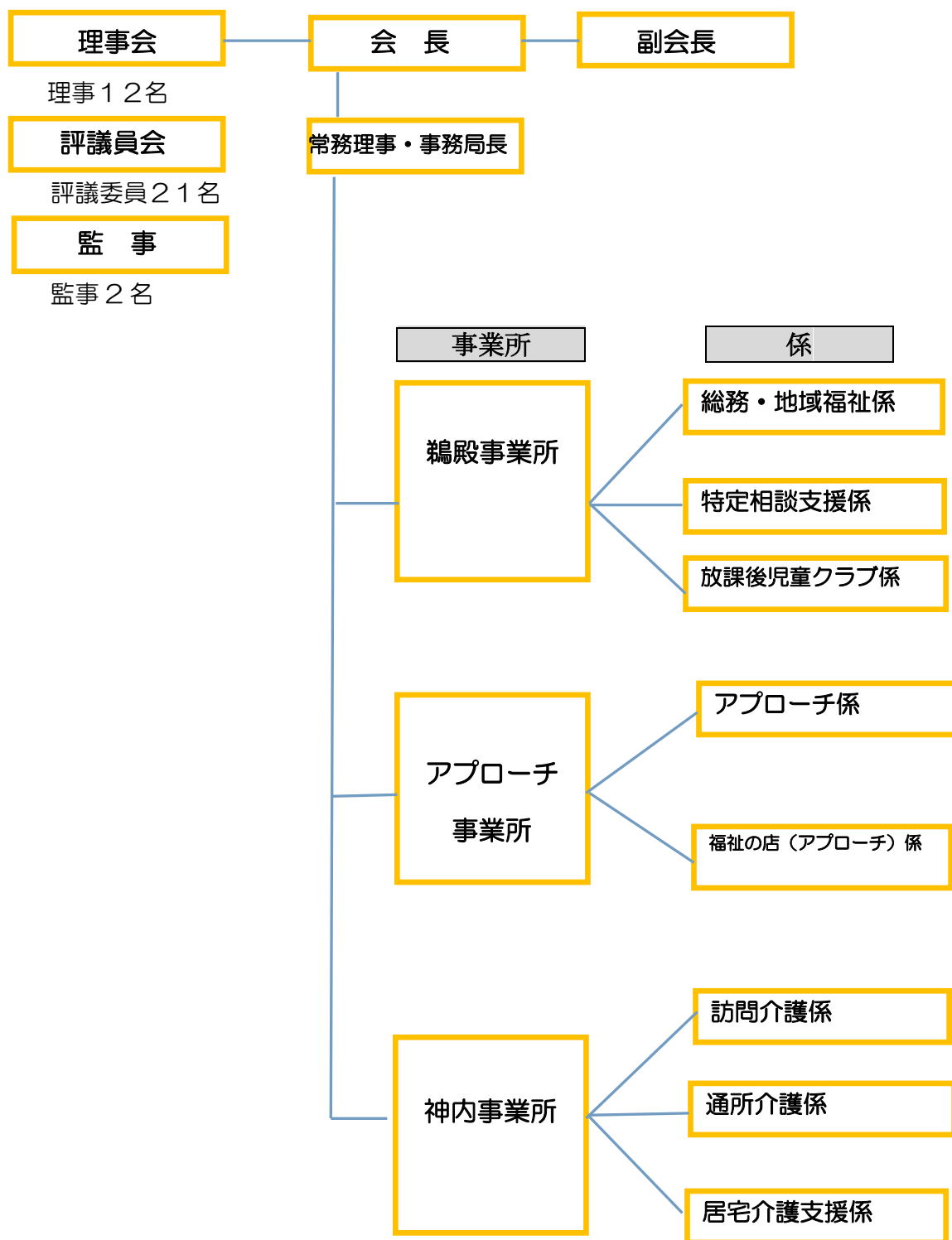
第3次地域福祉（活動）計画の策定もされ計画に沿って基本理念である「みんなが ふだんのくらしを しあわせに 感じるまちへ」を掲げ、町と一体となり地域の皆さんと一緒に考えながら進めていきます。新しい取り組みとして「SDGs」持続可能な開発目標、誰も取り残さない経済・社会・環境を目指し住民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。

また、住民の皆さんの複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するために町が「重層的支援体制整備事業」を創設し、社協も一体となって事業の推進に当たっていきます。

本年度も関係者各位のご支援・ご協力をいただきながら事業の推進・安定した法人の運営等進めていきます。職員におきましても「自分の健康と家族の健康」基本に本会の理念である「奉仕・思いやり・絆・健康」を念頭に地域の皆様と共に福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会 組織図

令和4年度



正職員17名／嘱託職員18名／非常勤職員77名
(合計 112 名)

各事業所の取り組み

〔鵜殿事業所〕 紀宝町福祉センター内(紀宝町鵜殿1074番地1)

1. 法人の運営（総務・地域福祉係）

- (1) 理事会・評議員会の機能・役割の強化
- (2) 安定した経営の実現
- (3) 役職員等の資質向上
- (4) 福祉人材の育成・確保
- (5) 労務管理等の充実
- (6) 行政等関係機関・団体との連携強化
- (7) 他の市町社会福祉協議会との連携強化
- (8) 災害に向けた体制整備
- (9) 情報発信への取り組み

2. 地域福祉事業（総務・地域福祉係）

- (1) 第3次地域福祉活動計画の推進
 - (A) 地区懇談会の実施
 - (B) ふくし委員の創設
 - (C) 世代別ボランティア会議の実施
 - (D) 福祉教育の推進
- (2) 重層的支援体制整備事業
- (3) 生活支援・介護予防サービス体制整備事業
- (4) 認知症施策推進事業
- (5) 地域支えあいボランティアサービス事業（住民参加型有償サービス）
- (6) スーパーカー事業（無料送迎お買い物バス）
- (7) サロン事業
 - (A) いきいきサロンの開催
 - (B) 子育てサロンの開催
- (8) 権利擁護の充実
 - (A) 日常生活自立支援事業
 - (B) 悪質商法等の被害防止、予防の為の啓発活動
 - (C) 成年後見制度の啓発等
 - (D) 法人後見受任への取り組みと対応
 - (E) ひきこもり支援事業

- (9) 防災・減災に関する取り組み
- (10) 心配ごと相談
- (11) 生活困窮自立支援法における取り組み
- (12) 三重県社会福祉協議会委託貸付金「生活福祉資金」との協働
- (13) 配食サービス事業
- (14) 子育て支援事業
 - (A) たまり場「ニコニコ広場」の提供
 - (B) 親子教室等の開催
- (15) 社協つれもてまつりの開催
- (16) ふれあい子ども食堂の開催
- (17) 駄菓子屋の開催
- (18) 紀宝町「助け合い金庫」事業

3. ボランティア・市民活動センター事業(総務・地域福祉係)

- (1) ボランティア・市民活動センター機能
 - (A) 運営委員会
 - (B) ボランティア相談窓口機能の充実
 - (C) 個人ボランティア登録の啓発と運営
- (2) 登録団体の実態把握
- (3) 新規登録団体の育成
- (4) 登録団体・個人ボランティア等の資質向上
- (5) ボランティア講座等の開催
- (6) 新しい人材発掘のための講座
- (7) ふれあい農園
- (8) ボランティア等の集まりの場の支援
- (9) 広報啓発事業
- (10) リサイクルバザーの常設
- (11) 助成金等による活動支援

4. 特定相談事業(総務・地域福祉係)

- (1) 特定相談事業の実施

5. 町からの受託事業

- (1) 放課後健全育成事業(放課後児童クラブ「きほっこ」)
- (2) 災害見守り体制連絡協議会の運営
- (3) 介護予防事業

- (4) 重層的支援体制整備事業
- (5) 生活支援サービス体制整備事業
- (6) 認知症施策推進事業
- (7) 寝具等洗濯乾燥書毒サービス事業
- (8) 日中一時支援事業
- (9) 軽度生活支援事業

〔神内事業所〕 神内福祉センター内（紀宝町神内 2 7 7 番地 2）

6. 介護サービス事業

- (1) 訪問介護係
 - ① 訪問介護事業の実施
 - ② 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
 - ③ 居宅介護事業・重度訪問介護事業の実施
- (2) 福祉有償運送事業の実施
- (3) 通所介護係
 - ① 通所介護事業の実施
 - ② 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- (4) 居宅介護支援係
 - ① 居宅介護支援事業の実施
 - ② 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

〔アプローチ事業所〕 主たる事業所：紀宝町福祉センター

従たる事業所：福祉の店「アプローチ」（紀宝町鶴殿 3 5 9 番地 1）

7. 総合支援事業

- (1) アプローチ事業
- (2) 福祉の店「アプローチ」事業

8. 各団体関係事業の事務局

◆ 1. 法人の運営 ◆

本年度から令和8年度までの間の活動指針となる第3次紀宝町地域福祉計画・地域福祉活動計画が、出来上がりました。この計画に沿って、地域福祉活動を進めていきます。また、今年度は、重層的支援体制整備事業準備期間として、町と協働で「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに取り組んでいきます。

本会の経営骨子、特に財源につきましては、介護保険事業で収入を得て、地域福祉事業に充てるという大枠で変わりはありませんが、その収入源である介護保険事業収入は、年々厳しくなっており、組織機構の再編や事業内容及び実施体制などを見直し、収支の均衡が図れるよう身の丈にあった経営改善に取り組んでいきます。

福祉現場では、担い手の不足が大きな問題となっております。担い手確保のため、養成講座や養成講座を受講しやすい環境整備等にも目を向け、人材確保に努めていきます。またキャリアパス設計を検討し、魅力ある職場環境整備等に取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底していきます。今まで積み上げてきた地域福祉活動や在宅福祉サービスをコロナ禍においても工夫して展開していけるよう、予防対策をとりながら、法人全体で取り組んでいきます。

項 目	事 業 内 容
(1) 理事会・評議員会の機能・役割の強化	①理事会を開催(年3回以上) ②評議員会を開催(年3回以上) ③定期的な監査の実施(監事監査) ④内部監査の実施による内部チェック体制の実施
(2) 安定した経営の実現	①機構改革を検討します。 ②適切な会計処理と予算管理を行います。 ③経営の効率化とコスト削減に努めます。 ④公的財源(補助金・助成金・委託金・負担金等)の確保に努めます。 ⑤社協会員(賛助会員)の確保に努めます。 (毎年7月、8月は賛助会員強調月間で1口1000円より加入が可能です) ⑥財政状況が厳しい中、自主財源獲得は重要な課題です。社協活動の周知に力を入れ、多くの方に応援していただける組織へ変革を図り、社協会費、寄付金、共同募金へつなげる。また、あらたな公益事業の開拓や助成金についても積極的に取り組みます。
(3) 役職員等の資質向上	①役員は、県主催の研修会への参加や全体研修会等を実施していきます。 ②職員については、研修委員会で企画立案し、外部講師を招き、研修会を実施していきます。また、県社協のキャリアパス対応生涯研修課程などを受講させていきます。コロナ禍より、全国的な研修でもオンラインにて受けられるようになったので、必要に応じ参加を推奨していきます。年間を通じて視聴できる研修ツールも活用していきます。 ③キャリアパス設計を検討し、職場環境整備等に取り組んでいきます。

(4) 福祉人材の育成・確保	福祉人材の育成を行い、人材確保に努めます。 *養成講座開催や、養成講座を受講する補助制度を検討します。
(5) 労務管理等の充実	①時代に即した事業運営を行うべく、適正な労務管理・雇用管理を行うため、積極的に研修等を受けていきます。 ②安全衛生委員会を毎月開催します。 ③産業医と連携して、職員の健康管理や作業環境の維持管理を行っていきます。また、個別の面談等も実施していきます。 ④道路交通法施行改正に伴う、アルコールチェック義務化等、法令遵守に努めます。 ⑤女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定します。
(6) 行政等関係機関・団体との連携強化	今後の社協の地域福祉事業を充実させるためには、財政面も含め行政等の理解と支援が必要となり、事業実施にあたっては各関係機関や団体との連携が必要です。連携強化に努めます。
(7) 他の市町社会福祉協議会との連携強化	県社協をはじめ、市町社会福祉協議会同士が積極的に情報交換等を行い、健全な法人運営や社協事業の充実を図ります。特に近隣の熊野市社協、御浜町社協、新宮市社協とは、密接な連携をとり、広域を意識した各種会議や研修会等を開催していきます。
(8) 災害に向けた体制整備	有事の時や、平時の災害対策として、社協としてどのような事業ができるのか考えるとともに、行政等とともに協議する場へ参加し、体制を整備していきます。 また、緊急事態に備え、BCPの策定・見直しを行っていきます。
(9) 情報発信への取り組み	社協事業の紹介や福祉情報の提供等を通じて、社協及び福祉への関心や理解を深めていただくことを目的に広報活動へ取り組んでいきます。 ①社協だよりの発行(月1回) ②ホームページ、フェイスブック等のSNS（ソーシャルネットワーク）を活用した広報活動 ③ボランティア・市民活動センター「きぼらんせ」の発行 ④地域新聞社等への記事提供等 ⑤社協賛助会員への会員だよりの発行(年1回) ⑥社協パンフレットの作成等

◆ 2. 地域福祉事業 ◆

第3次地域福祉活動計画の基本理念に基づき「みんなが ふだんの くらしを しあわせに感じるまちへ」を推進していきます。

第3次地域福祉活動計画推進につきましては、紀宝町地域福祉活動計画推進委員会の委員を選任後、委員会を年2回程度開催し進捗管理等を行います。

継続する新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者支援や社会的孤立などの地域福祉の課題に対して『アウトリーチ支援』や『参加支援』等、様々な形での相談支援体制で早期解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができるよう地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

項 目	事 業 内 容
(1) 第3次地域福祉計画の推進	第3次地域福祉活動計画の基本理念に基づき、「みんなが <u>ふだんの</u> <u>くらしを</u> <u>しあわせ</u>に感じるまちへ」住民・町・社協がそれぞれに役割を担い、地域福祉を推進する、やさしくあたたかなまちを目指します。 第3次計画は、紀宝町地域福祉活動計画推進委員会を年2回程度開催し、計画の進捗管理等を協議していきます。
(1) (A) 地区懇談会の実施	多くの住民に地域福祉（活動）計画の周知を図るため、形式にとらわれず、住民と行政、社協が忌憚のないご意見をかわせる場となるよう、様々な集まりの場へ出向いていきます。 コロナ禍等、様々な事情や情勢により、招集が困難な場合でもオンラインで参加ができるよう環境を整え、より多くの住民が地域の関心ごとや困りごとを共有できるよう検討し、周知します。
(1) (B) ふくし委員の創設	令和4年度より井田地下地区を『ふくし委員』のモデル地区を選定し、活動状況を振り返り、令和5年度『ふくし委員』の創設を目指します。次世代型ホームヘルパー養成講座において福祉の基礎を習得した後、社協より委嘱します。『ふくし委員』が民児協、福祉課等の行政関係機関と情報共有を行い、身近な地域の見守りボランティア活動の充実を図り福祉のまちづくりを推進します。 『ふくし委員』が円滑な活動を推進できる環境の整備に取り組むことで第3次地域福祉（活動）計画の推進を図ります。
(1) (C) 世代別ボランティア会議の実施	学生ボランティア、子育て世代ボランティア、シニア世代ボランティア、男性ボランティアの各ボランティアで意見を交わし発展していく場所としての活用を目指します。 世代別（学生、子育て、シニア、男性）のチーム別会議を2ヶ月に1回程度を開催します。 また、6か月に1回程度各チーム代表者に集まっていただき、テーマである若い世代、シニア世代、男性が積極的にボランティア活動に参加できる環境づくりについて、チームで出た意見を持ち寄り検討していきます。 コロナ禍の為、集まらない場合には、オンラインを活用しながら会議を実施します。

(1) (D) 福祉教育の推進	*福祉教育について、職員が研修・研究に積極的に取り組み、スキルアップを図ります。また、福祉講座の充実の為、カリキュラムの整備・開発を行い、紀宝町内の小学校5校、中学校2校に対し周知・啓発を行っていくための福祉教育プログラム一覧を作成します。 *各関連機関と情報を共有し、あらゆる世代が参加しやすい環境を整えます。 *ボランティアスクールの開催。開催時期は学校の計画と照合し参加しやすい時期で検討し実施します。 (対象者は、町内在住の小学4年生から中学生) *こどもゆめまつりの開催（ボランティア・市民活動センターとの共催で実施、対象は町内在住の小学生） *初級手話教室・やさしい初級手話教室を開催します。 *町内の学校と連携し、学校における学童生徒の福祉教育、福祉啓発を目的として町社協が指定し助成をします。また、各学校から依頼があれば、出前福祉講座等を開催します。 ・学童・生徒ボランティア活動普及事業（各5万円×7校） ・学校での出前福祉講座や福祉センターでの福祉講座（適時）
(2) 重層的支援体制整備事業 町委託事業	今年度より実施主体である紀宝町より一部委託を受け、地域共生社会の実現を目的とした『重層的支援体制整備事業への移行準備事業』に取り組みます。 対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備の準備を行います。 必須事業としては①他機関協働の取り組み ②町内連携体制の構築が挙げられ、③アウトリーチ当を通じた継続的支援の取り組み ④参加支援の取り組みについては、移行準備状況に応じて実施可能です。 各種の事業展開については、紀宝町役場福祉課との連携を密にし実施していきます。
(3) 生活支援・介護予防サービス体制整備事業 町委託事業	生活支援コーディネーターを配置し、紀宝町地域包括支援センター・紀南介護保険広域連合と協働で事業を推進していきます。この事業には、介護保険の財源が活用されますが、介護予防にとどまらず幅広い地域の実情に合わせた柔軟な地域づくりをすすめていきます。 また、年に2回程度『紀宝町生活支援サービス等整備事業にかかる協議体会議』、熊野市や御浜町を含めた『紀南広域生活支援体制整備事業検討協議体会議』等において、事業の進捗状況報告や意見交換を行っています。 *新たなつどいの場の創設 *通所サービスB事業（かわりない会等）への支援 *成川『寄ってっ亭』への再開支援、側面支援等 *鶴殿『おしゃべりサロン』への側面支援、いきいきサロンへの移行の検討等。 *成川地区『高砂会』見守り体制整備への側面支援等 *地域に現存するつどいの場や支えあい等、つながりの資源の発掘、整理、開発等 *地域包括ケア会議（1層協議体）への参加 *次世代型ホームヘルパー養成講座の開講

(4) 認知症施策推進事業 町委託事業	認知症地域支援推進員を配置し、紀宝町地域包括支援センター・紀南介護保険広域連合と協働で事業を推進していきます。この事業には、介護保険の財源が活用されます。 ＊医療・介護等の支援ネットワークの構築（認知症ケアパスの普及） ＊認知症対応力向上の為の支援（認知症カフェ『いっぷく亭』の開催、認知症多職種連携研修会への協力、認知症サポーター養成講座の開催等） ＊相談支援・支援体制構築（認知症の人や家族等への相談支援：認知症介護者のつどいの開催、紀宝町ＳＯＳネットワーク事業の協力） ＊認知症施策推進に関わる事業の協力 ＊認知症予防事業（てまりの会ウォーキング、れんこんの会の支援） 新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、住民同士のつながりが途切れない取り組みを継続します。
(5) 地域支えあいボランティアサービス事業 （住民参加型有償サービス） 共同募金事業 町負担金	高齢者、障がい者、ひとり親世帯、子育て中の方々等が、日常生活で困りごとがあった時、「困った時はお互いさん！」の気持ちを活かした住民同士の支えあい活動です。 内容は、①おかずのおすそわけサービス②買い物支援ツアーサービス③便利屋さんサービスです。コロナ禍においてもつながりを絶やさないよう新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら進めていきます。また、このサービスが始まって１０年が過ぎましたのでサービス内容についても振り返りを行い、利用者が求めるニーズになっているか検討し進めていきます。担い手の養成についても取り組んでいきます。
(6) スーパーカー事業 （無料送迎お買物バス） 社協事業	コロナ禍でも、高齢者の生活を支える『食』に関する事業であるため、感染症防止対策を実施し、ボランティア（お互いさん）の協力を得ながら事業を行っていきます。 ＊対象者 ６５歳以上の高齢者等で、１０人乗りワゴン車等への乗り降りが可能な方。何らかの理由があり、商店等へ買物に行くのが困難な方。 ＊運行日 週２回（火・金曜日）町内スーパーへの運行を実施。 （１人の利用回数は、週１回） 利用される方の身体状況を把握し１人で買い物ができない状況になった場合は、上記の地域支えあいボランティアサービス事業の買い物支援サービス等の紹介をするなど、きめ細やかな対応をしていきます。また、利用者が増加傾向にあり、スーパーカーの増便、また自主財源事業であることから財源確保の方法など、様々な取組みを検討、実施をしていきます。
(7) サロン事業 （A）いきいきサロンの開催 社協事業 共同募金事業	各地域の高齢者等が孤立を防ぐ住民同士の自発的な支え合い活動を柱とし、地域ボランティアにより、その地域に必要な企画を実施することで地域のコミュニティの向上が図られ、住民同士がつながることを目的とします。 年に３回地区の代表ボランティアが集まり、年間の活動報告等で交流や情報交換を行い、内容の幅が広がるよう研修会等を実施します。 また未開設の地域でも開催されるよう側面的支援を行っていきます。 現在、２７地区（内、７地区休止）で開催しています。 新型コロナウイルス禍において“集まること”が難しく、活動ができていないサロンに対して、サロン参加者への『見守り訪問活動』をサロン活動の一部として実施できるよう、取り組みの検討を行います。 再開に向けて代表者ボランティアとアイデアを出し合いながら、側面支援を行っていきます。

(7) (B)子育てサロンの開催 共同募金事業	子どもの安らかな発達の促進と、育児不安の軽減を目的に、保育所入所前の親子と地域の子育てボランティア、子育てに関心のある方が気軽に集い交流できる場を提供します。 参加する親子が駐車場を確保や、ボランティアのより良い活動の為、場所を紀宝町福祉センターに移し開催します。 *毎月1箇所で開催 *実施団体 ふれん Zoo（紀宝町福祉センター） 子育て支援センターと情報提供や連携を図っていきます。また、合同で交流を深める場づくりなどを計画し検討していきます。
(8) 権利擁護の充実 (A) 日常生活自立支援事業 県社協委託事業	福祉サービスの利用に関することや、日常的金銭管理及び書類等の預かりを行い、その権利を擁護するとともに、在宅における自立生活を支援していきます。 利用者の判断能力がないと思われる場合は、支援が途切れることがないように成年後見制度等の他制度に繋げます。 *利用料①生活保護受給者は無料 ②預貯金200万円未満の住民税非課税者は1回1,200円のところ、町より全額補助有 ③預貯金200万円以上の住民税非課税者は1回1,200円 *書類預かりとして年間3,000円必要 *専門員（1名）、推進員（1名）職員 *生活支援員（2名）非常勤職員 *利用者数 合計8名
(8) (B) 悪質商法等の被害防止、予防の為の啓発活動 町委託事業	紀宝町地域包括支援センターや町産業振興課、紀宝警察署等と連携し、主に、紀宝町高齢者地域見守り隊への支援を行っていきます。 *紀宝町地域包括支援センターや町産業振興課との打ち合わせ等 *行政主催による消費者問題啓発研修会への協力 *高齢者地域見守り隊への支援
(8) (C) 成年後見制度の啓発等	紀宝町地域包括支援センターと連携し、啓発等を実施していきます。 また、紀南地域権利擁護支援体制連絡会に参加し、3市町（熊野・御浜・紀宝）の地域包括支援センター、社会福祉協議会、あしすと、ひまわり基金弁護士等と連携・啓発を図っていきます。
(8) (D) 法人後見受任への取り組みと対応 社協事業	法人後見とは、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、当法人が成年後見人、保佐人または補助人となり、成年被後見人、被保佐人、被補助人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護していきます。 裁判所からの要請があれば、法人後見を受任していきます。 現在、1件受任継続しており、法人後見業務を適正に遂行するため、法人後見運営委員会を開催していきます（年4回程度）。 紀宝町役場福祉課、地域包括支援センター、ひまわり基金弁護士等と連携を図っていきます。

(8) (E) ひきこもり支援事業 社協事業	三重県に「三重県ひきこもり支援推進計画」が策定され、ひきこもりに対する正しい理解、当事者や家族に対する支援等の拡充が目的とされています。 重層的支援体制整備事業との連携、「アウトリーチ支援」、「参加支援」を実施し、当事者に寄り添う『伴走型支援』に着手していく必要があります。 *当事者・家族への支援を行います。現在、当事者とコンタクト可能なケースが少なく、当事者の『思い』を直接把握することが困難である為、アウトリーチ等の強化を行います。 *オンライン集まりの場から集まりの場への参加の一步が踏み出せるような継続的な支援を行っていきます。 *集まりの場の運営継続と啓発活動の充実を図ります。 *「オンライン集まりの場」、メール等での相談窓口の啓発と充実を図ります。 *NPO 法人や家族の会等、関係機関との連携を図ります。 *各市町社協のひきこもり支援担当者との協力的な関係の構築、また情報交換の場としての「ひきこもり支援意見交換会」へ参加（年2回程度）します。 *ひきこもり支援について職員が研修・研究に積極的に取り組み、スキルアップを図ります。
(8) (F) 相談機能の強化	地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握に努め、地域づくりに向けた支援については、既存の地域とのつながりや支えあう関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援していきます。
(9) 防災・減災に関する取り組み 町委託事業	行政・社協・民児協三者による「災害時見守り体制連絡協議会」を開催し、関係団体・機関等と協力を深め、災害時の見守り体制を確立します。特に、住民への「自助」への啓発、「共助」への強化を進めます。 また、災害ボランティアコーディネーター連絡会と連携し、スキルアップ研修等や災害ボランティアセンター設置訓練等を行います。 コロナ禍における感染防止対策も考え、防災・減災に関する取り組みを行います。
(10) 心配ごと相談 社協事業	日常生活における、あらゆる心配ごと相談に応じ、助言、関係機関などの紹介等、問題解決への援助を行います。相談員の構成は、人権擁護委員、民生委員・児童委員、行政相談委員等で、月1回紀宝町福祉センターにて実施しています。 年3回程度、町内巡回型相談も実施しています。
(11) 生活困窮者自立支援法における取り組み 県社協委託事業等	コロナ禍における貧困層増加の社会情勢に対して、県・町・県社協（生活相談支援センター）等と連携し、総合相談支援体制の強化を図ります。また、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や孤立して支援につなぐにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。 食料支援については、県支援（『わ』事業）を中心としながら、社協独自の食料備蓄支援に取り組みます。 *家計改善支援事業（県社協から委託） *生活困窮者支援緊急食糧提供事業、緊急時物品支援事業の窓口 *自立相談支援事業

(12) 三重県社会福祉協議会委託貸付金「生活福祉資金」との協働	低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談援助を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、早期に安定した生活を送れるよう支援（貸付申請時の相談や書類の作成等の側面支援含む）を行います。また、措置期間延長や償還免除等、借受人によって手続き等が複雑化となる為、個々に応じた迅速な対応を行います。償還が滞りがちな方には状況を確認し、三重県社会福祉協議会生活福祉資金担当課と協働しながら、償還が確実に行われるように側面支援を行います。
(13) 配食サービス事業 社協事業 共同募金事業	利用者に、月2回地域のボランティアによる手作り弁当を届け、同時に見守り活動を行っています。 *利用要件は、原則75歳以上の一人暮らしの方、又は、高齢者世帯で、調理が困難な方や、買い物に行けない方で、配食サービスを希望する方（民生委員の担当地区に子どもが住んでいないことも含みます）。 *対象者 約140名・月2回の調理、配達 *実施は、旧紀宝町は、配食ボランティアサークル「ほほえみ」 鵜殿地区は、鵜殿配食ボランティアサークル *総会（年1回） 役員会（年3回） *研修会や学習会（年1回程度） 今後も、コロナ禍での活動となることが想定されます。県や町の対応方針を確認しながら配食役員と協議し対応していきます。そして、感染状況によっては急な中止等の連絡になることから、利用者と活動者へ迅速に行えるよう事前周知の手段を検討していきます。 また、担い手が高齢化しているため、若い世代への周知、担い手の養成に取り組んでいきます。
(14) 子育て支援事業 (A)たまり場の提供 「ニコニコ広場」 社協事業 共同募金事業	親子の交流の場として紀宝町福祉センターの2階の部屋（交流室4）を遊び場開放し、おもちゃ等は自由に遊べるよう常備しています R3年度は1組の利用があり、今後も情報等の提供を行っていきます。また、コロナ禍については状況に応じ対応していきます。 （対象）0歳～保育所入所前の親子 みらい健康課、社協等の事業がない（月）（金） （時間）いずれも10時～12時まで

(14) (B)親子教室等の開催 共同募金事業	保育所入所前幼児を持つ親子を対象に、気軽に交流できる場として下記のとおり様々な教室を開催します。 ①タッチケア・・・生後1ヶ月程度からの赤ちゃんとお親を対象とし、助産師さんにベビーマッサージの指導を受けます。また育児相談等も気軽にできる場を提供します（講師：本館千子先生）。 月1回（第1水曜日） ②リズムリトミック・・・幼児期から音楽に親しみリズム感を養います。（講師：小坂具子先生）。年6回（第1月曜日） ③「やってみよう～ひろば」・・・季節に応じた「おやつづくり」や「ものづくり」教室を開き、保護者のリフレッシュの場を提供します。託児もあります（要予約制）。 ＊日程は講師と調整して、随時決めていきます。 ＊場所は、紀宝町福祉センターで開催します。 ＊8月、1月はお休みです。 ④子育てサロン「ひろば」から「つむぐ」とし、参加対象を小学生の保護者まで枠を広げ、子どもの成長過程と共に感じた悩みや情報を共有するため、物づくりなどをしながら楽しく交流を深めていきます。 また保護者の要望もあり、子どもと離れる時間を過ごすことで、保護者のリフレッシュの場として開催していきます。（要予約制） ＊毎月1回 紀宝町福祉センターで開催 ＊実施団体 「つむぐ」 ＊日程・講師・内容は中心となる保護者で随時決めていただきます。 ＊託児については、基本行わず必要であれば、紀宝町ファミリーサポートセンター等の活用で参加してもらいます。
(15) 社協つれもてまつりの開催 社協事業	様々な視点から社会福祉の向上に活躍している町内・外の様々な団体が一堂に会して、子どもも高齢者も、障がいがある人も無い人も、お互いがおもいやりをもって共に暮らし、共に生きるまちづくりの一環として『みんなが集えるまつり』を開催することにより、社会福祉の重要性を地域住民に啓発するとともに、地域福祉活動の推進を図ります。
(16) ふれあい子ども食堂の開催 社協事業	紀宝町福祉センター横『ほのぼの』を活用し、子ども達を中心としながら、地域住民のコミュニティとして幅広い年齢層を受け入れながら、経済的理由や家庭の事情によって、栄養価の高い食事をとることができない子ども達を支援していきます。 現在は調理ボランティアの協力を頂いていますが、今後は運営の協力をして頂けるボランティアを募り、地域ボランティアが主体となる『ふれあい子ども食堂』を運営する形をとり、側面から活動を支援する体制を整えていきます。 また、将来的には各地区での実施を目指し、持続可能な活動になるよう支援していきます。
(17) 駄菓子屋の開催 社協事業	紀宝町福祉センター横の『ハッピー・ハウス』を活用し、子ども達が気楽に立ち寄れる場所」として世代を超えた楽しい駄菓子屋を推進します。ボランティアさんとの運営会議を年2回開催し、運営方法の改善や子ども達との交流において気づいたことなど情報共有を行います。 また、子ども達が安心して集う場になるよう、暑さや寒さ等季節に応じた対策の検討、ベンチを配置するなど環境なども整備していきます。

(18) 紀宝町「助け合い金庫」事業	平成19年度に貸付業務は廃止となりましたが、現在、貸し付けている利用者、滞納者に対する償還指導をし、債権処理を行います。 *現在滞納者は1名
--------------------	---

◆ 3. ボランティア・市民活動センター事業 ◆

ボランティア・市民活動が活性化され、一人ひとりが意欲を持ち、意識をもって活動する社会を目指していきます。さらに、様々な分野で、様々なかたちで、ボランティア・市民活動に参加しやすくなるように、相談窓口としての機能を充実させ、情報を集約・発信して、住民のボランティア・市民活動への参加の裾野を広げるよう推進していきます。 また、地元の企業やボランティア団体にボランティア・市民活動センターへの登録を働きかけ、企業や団体等が連携し、持続可能な活動を続けられるよう支援していきます。	
町補助金	
項 目	事 業 内 容
(1) センター機能 (A) 運営委員会	運営委員会（住民・行政・社協の中から運営委員長1名、副運営委員長2名、委員10名、監事1名）を年6回以上開催し、事業の企画検討や、課題解決にむけて協議し、協働できるよう調整に努めます。 今後、コロナ禍での運営委員会の開催も想定されるので、状況に応じ『オンライン運営委員会』に切り替える等、その都度、開催方法を検討し運営委員会を進めます。
(1) (B) ボランティア相談窓口機能の充実	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談窓口の機能を充実させ、ボランティアニーズの把握やマッチングを行います。住民の方が気軽に立ち寄れる雰囲気づくりに努めます。また、コロナ禍において人との接触を控えている住民に対して、オンライン機能（例：ZOOMやラインアプリのビデオ通話）を活用するなどし、住民の方が安心して相談できる機能を充実させます。
(1) (C) 個人ボランティア登録の啓発と運営	現在では75名が登録し、「自分の特技や趣味を活かしながら、出来るときに出来ることを」と関心のある分野で活躍しています。今年度も引き続き、登録の啓発を行い、ボランティアの協力依頼があれば、すぐに対応できる体制を整えていきます。 また、依頼先にも、個人ボランティアの取り組みを知っていただき、活用していただくようPRしていきます。
(2) 登録団体・個人ボランティアの実態把握	登録団体と個人ボランティアを対象に、コロナ禍におけるボランティア活動への意識調査を実施し、調査結果をもとに「新しい生活様式」でのアフターコロナ時代におけるボランティア活動の支援を行います。
(3) 新規登録団体の育成	町内で活動している団体にボランティア・市民活動センターに登録すると得られる利点等、魅力を発信し、登録していただくよう働きかけます。新規登録団体の育成や活動の支援に努めます。 また、あらゆる世代の方が意欲や自信を持って活発に活動できるよう支援していきます。

(4) 登録団体・個人ボランティア等の資質向上	関係機関の研修会への積極的な参加を働きかけ、日常的なボランティア・市民活動に関する有益な情報共有をサポートします。ボランティアコーディネーターは、三重県社会福祉協議会主催の専門研修等にオンラインを活用しながら参加し、資質の向上に努めるとともに、生活圏域である新宮市・御浜町・熊野市等の担当職員との連携に努めます。
(5) ボランティア講座等の開催 寺子屋広場 寺子屋分校	住民同士の交流とボランティア意識の啓発及び学習の場として、地域の方を講師に各種講座を開催します。また、地域のニーズを積極的に開拓する場になるよう努めます。 今後も少人数での開催や回数など増やすなど参加者が安心して参加できるよう環境を整え開催していきます。 * 寺子屋広場（月 1 回、毎回異なる講師、内容で開催） * 寺子屋分校（毎月各種教室を継続して開催 現在 3 校開催）
(6) 新しい人材発掘のための講座	あらゆる世代の人が力を発揮できる環境を整え、ボランティア・市民活動への参加の裾野を広げていきます。また、「社協だより」や「かわらばん きぼらんせ」等で周知していきます。 * 「ボランティア入門講座」は、受講希望者と日程を調整することで受講しやすい環境を整え、住民の方がボランティアを身近に感じ、今後の活動に繋がるよう支援していきます。 * 「出前講座」では、いきいきサロンや集まりの場に出向きます。 * 「活動 DVD 講座」として、世代別ボランティアの活動 DVD を作成し、コロナ禍における新たな講座の形として展開していきます。
(7) ふれあい農園	町内の休耕地を活用し、「ふれあい子ども食堂に新鮮な野菜を届けよう！」をコンセプトに『ふれあい農園（仮）』を開始します。 農作業（野菜作り）を通じて、収穫時には地域の子供達に参加を呼掛け土に触れる体験と、あらゆる世代の方が交流を図り、共に生きがいややりがいに繋がるよう支援していきます。
(8) ボランティア等集まりの場の支援 ・ハッピーハウスの貸出	福祉センター横『ハッピーハウス』では平日の午後には、子ども達が楽しく集える「だがしやさん」として活用しているが、「地域の憩いの場」、「地域交流の拠点」とし地域のボランティアが誰もが気楽に集える交流の場として有効に活用できることを周知し、活動の活性化に繋がるよう支援していきます。
(9) 広報啓発事業	情報の一元化を目指して各種分野から積極的に情報を収集し、ホームページや毎月発行の「社協だより」で全町民に情報提供を行っています。 また、毎月発行している「かわらばん きぼらんせ」に加え、年に 1 度「拡大かわらばん きぼらんせ」を全戸に配布し、ボランティアセンターの取り組み等情報を発信していきます。また、あらゆる世代の方に情報が伝わるよう SNS 等を活用して情報を発信していきます。
(10) リサイクルバザーの常設	バザーの出品に沢山の地域の方に協力していただけるよう循環型社会、SDGs への理解や、バザー売上の使途についてもわかりやすく、社協だより等で説明し、協力をお願いしていきます。 また、出品者のやりがいや、楽しみなコーナーであるよう、幅広い世代に足を運んでもらい、売上にもつながるよう年中実施されていることを周知していきます。

(11) 助成金等による活動支援	ボランティア・市民活動の継続や発展を支援するために重要な資金の調達において、町の助成金や一般大手企業が社会貢献の目的で行っている助成金等を積極的に活用できるよう、情報の提供を積極的に実施し活動者の育成にも努めます。また、登録団体には、会議室の利用、機材や車両の貸出等も行っていきます。
------------------	--

◆ 4. 特定相談事業 ◆

障害のある方が、生活する中で必要なサービスをより安心して利用することができるように、利用者のニーズに応じた相談支援を提供します。 また、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会に参加する主体であることに配慮しながら、個人としての尊重にふさわしい日常生活、社会参加を営むことができるために日常生活が実施できるように支援していきます。	
項 目	事 業 内 容
(1) 特定相談事業の実施 障害者総合支援事業	*ご本人の生活に対する意向や悩みを聞きながら、利用計画（サービス等利用計画）を作成。 *利用計画に沿ったサービスを提供するため、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整。 *障害福祉サービスが適切に提供されているか等を確認し、利用計画の定期的な見直しの実施。 *身寄りのない人等への成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の提案。 利用者の判断能力の低下が見られる場合は、支援が途切れることのないように成年後見制度等の他制度を提案します。 *相談支援専門員（正職2名兼務） *R4年度実績者数24（件）

◆ 5. 町からの受託事業 ◆

(1) 放課後児童健全育成事業

項 目	事 業 内 容						
放課後児童クラブ「きほっこ」	保護者が労働等により、昼間家庭が留守になる子どもたちに安全な場所と、保護者が安心して預けられる環境の提供を行い、地域とも連携を図りながら子どもたちが健やかに育つことができるように努めます。 また、ボランティアや地域の方に協力いただき、いろいろな講座も実施していきます。 *今年度 申込者８９名の希望がありましたが、行政と相談のうえ工夫しながら会員の受け入れを決定しました。 (内訳) <table><tr><td>平日・長期の利用者</td><td>６１名</td><td>(小学１年生～６年生)</td></tr><tr><td>*長期のみの利用者</td><td>２８名</td><td>(小学１年生～６年生)</td></tr></table>	平日・長期の利用者	６１名	(小学１年生～６年生)	*長期のみの利用者	２８名	(小学１年生～６年生)
平日・長期の利用者	６１名	(小学１年生～６年生)					
*長期のみの利用者	２８名	(小学１年生～６年生)					
町委託金							

(2) 災害見守り体制連絡協議会の運営

災害見守り体制連絡協議会の運営 町委託金	地域福祉事業 P12-(9)に記載
------------------------------------	-------------------

(3) 介護予防事業

項 目	事 業 内 容
①地域支えあいボランティアサービス事業	①地域福祉事業 P 1 0 - (5) に記載
②宅配・移動販売事業	②福祉の店「アプローチ」 P 2 2 - ③④に記載

(4) 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業	地域福祉事業 P 9 - (2) に記載
-------------	------------------------

(5) 生活支援サービス体制整備事業

生活支援体制整備事業	地域福祉事業 P 9 - (3) に記載
------------	------------------------

(6) 認知症施策推進事業

認知症施策推進事業	地域福祉事業 P 1 0 - (4) に記載
-----------	--------------------------

(7) 寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業 町受託事業	(実施方法) 寝具類の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒車による寝具類の乾燥消毒等のサービスを行います。 (利用対象者) 町内に住所を有するおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な者 (事業内容) ①寝具類の洗濯 年2回 6月、10月頃予定 利用者負担は、2,000円、布団一式(最大60名) (布団上下と毛布など3枚まで) ②寝具類の乾燥及び消毒 毎月1回 利用者負担は、100円 (布団、毛布など4枚まで) *令和3年度には、寝具乾燥車のバーナーに不具合があり、新規購入しましたが、車両も老朽化しており、今後の事業運営の在り方として、寝具乾燥の据え置き型への移行や、町内居宅介護支援事業所等への啓発を検討していきます。
------------------------------	---

(8) 日中一時支援事業

日中一時支援事業 (障がい者デイサービス) ※神内事業所にて実施	利用者の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、施設において健康チェック、入浴、食事等のサービスを提供し、利用者の福祉の増進を図ります。 ・音楽体操・創作活動等で利用者との交流を図ります。 ・一般浴槽及び特殊浴槽による入浴及び介助を行う。 ・負担金については、区分に応じて算定された合計金額とします。 ○登録者2名
--	---

(9) 軽度生活支援事業

軽度生活支援事業の実施 (介護保険認定：非該当) ※神内事業所にて実施	●軽度生活支援事業では、 ・介護保険における要介護・要支援の認定はされないが、在宅での自立した生活が困難な高齢者に対し、自立支援を目的とした生活の援助を行います。 ・1ヶ月の利用料は介護予防要支援1に準じ、サービスにかかる費用の1割 1,176円(月定額) ○登録者 1名
--	---

◆ 6. 介護サービス事業 ◆

令和4年度は、介護保険事業(支援)も第8期に入ります。第8期計画に掲げられている、地域共生社会の実現、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みをしていきます。また在宅看取りや認知症への対応も強化していきます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症についても、十分に対策をしながら、安心してサービスを利用していただけるように努めます。

項 目	事 業 内 容
(1) 訪問介護係 ①訪問介護事業の実施 (介護保険)	●訪問介護事業では、 ・介護の必要な高齢者等のお宅に訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯、掃除などの生活援助を、ご利用者様一人ひとりの残存能力を活かしつつ、身体状況に応じて自立した在宅生活が送れるようサービスを提供します。 ・福祉ニーズの多様化に対応できる専門知識の習得及び技術向上を図ります。 ・土・日、休日のサービス受入を増加できる様、職員体制を整えます。 ・新型コロナウイルス感染症対策も継続して行います。 ○サービス提供責任者(正職1名・嘱託2名) ○訪問介護員(嘱託2名・登録ヘルパー16名) ○1月あたりの延べ訪問回数1,200回の確保を目指します。
(1) ②介護予防・日常生活支援 総合事業の実施 (訪問型サービス)	●介護予防・日常生活支援総合事業では、 ・介護予防を目的とし、自立支援の観点から、ご利用者様が出来る限り自ら、家事等を行うことができるように支援します。 ・新型コロナウイルス感染症対策も継続して行います。 ○訪問介護事業担当職員が兼務 ○1月あたりの利用者数30名の確保を目指します。

(1) ③居宅介護事業・重度訪問介護事業の実施 (障害者総合支援法)	●身体・知的・精神・障がい者（児）介護事業では、 ・社会との関わりや個々のニーズを大切にしたサービスを提供し、在宅で安心した生活を送れるように支援します。 ・福祉ニーズの多様化に対応できる専門知識の習得及び技術向上を図り・訪問回数を増やし、コミュニケーションをはかることにより、より良いサービス提供につなげられるよう支援します。 ・新型コロナウイルス感染症対策も継続して行います。 ○訪問介護事業担当職員が兼務 ○登録者 8名
(2) 福祉有償運送事業の実施	●福祉有償運送事業は、 ・道路運送法に基づき、単独では公共交通機関の利用が困難な要介護者、身体障がい者（児）等の会員に対して、営利とは認められない範囲の運賃で福祉車両等により個別輸送サービスを提供します。 ・交通ルールを守り安全運転に努めます。 ○福祉有償車両（4台） ○運転手（6名・うち4名 訪問介護員兼務） ○会員数 200名 ○延べ利用回数 190回の確保を目指します。
(3) 通所介護係 ①通所介護事業の実施 (介護保険)	●通所介護事業では、 ・地域の方同士又は新しい方との交流の場として、ご利用者が楽しく過ごしながら、ご家族の方々が安心するサービスを提供出来るよう、送迎、入浴、機能訓練、レクリエーション等のサービスを実施します。また、介護者への介護負担を軽減出来ます。 ・ご利用者様の自立支援に向けて取り組みが出来るよう、選択できるサービスを提供し、また、同時に楽しんでもらえるように季節の行事やイベントの企画など、環境づくりに努めます。引き続き外出支援サービスも提供していきます。 ・生活支援や家族介護軽減の為の新規サービスを提案して、実施出来る様に努めていきます。 ・ご利用者様の状態に応じて、提供時間を選択していただき、無理なくサービスを利用できるように柔軟に対応させていただきます。また、「1日お試し利用」を行い、ご利用者様に選ばれるサービスを提供いたします。 ・介護技術の向上を図り、ご利用者様の安全はもとより、職員自身の腰痛予防にも努めます。 ・職員間での情報を共有化することにより、きめ細やかなサービスの提供に努めます。 ・居宅介護事業所へは、引き続き広報誌作成配布などのPRを行い、顔の見える関係を保ち、サービスの開始については速やかに対応できるような体制づくりを行って行きます。 ・新型コロナウイルス感染症対策も継続して行います。 ○管理者・生活相談員・看護師・介護員（正職3名・嘱託4名） ○看護師・介護員・運転手・調理員（非常勤23名） ○1月あたりの延べ利用者数640名の確保を目指します。

(3) ②介護予防・日常生活支援 総合事業の実施	●介護予防・日常生活支援総合事業では、 ・上記通所介護事業の内容に加え、介護予防を目的としたサービスを提供します。 ・週単位でのプログラム（脳トレ、読み聞かせ、制作、ゲーム等）を計画的に行い、認知症を予防するとともに充実した時間の提供に努めます。 ・音楽体操の実施により、筋力の維持を図り、日常生活において継続して過ごせるように実施していきます。 ・新型コロナウイルス感染症対策も継続して行います。 ○通所介護事業担当職員が兼務 ○1月あたりの利用者数20名の確保を目指します。
(4) 居宅介護支援係 ①居宅介護支援事業の実施 (介護保険)	●居宅介護支援事業では、 ・高齢者等が介護保険制度による介護サービスを受けるとき必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行います。医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるよう提案し、在宅で質の高い生活が営めるようサービスを調整します。 ・戸別訪問や、地域での各種会合等にも積極的に参加させていただきながら、ニーズ把握に努めます。地域包括支援センターや総務・地域福祉係、民生委員・児童委員との連携を図り、新規利用者の獲得に努めます。 ・福祉ニーズの多様化により、更なる専門知識の習得及び技術向上を図り、困難事例にも対応していきます。 ・係内で情報を共有しながら、多角的なプランの提案ができるように努めます。 ・新型コロナウイルス感染症対策も継続して行います。 ○介護支援専門員 正職5名（内、主任介護支援専門員2名） 嘱託職員1名 ○1月あたりのプラン作成数235件の確保を目指します。
(4) ②介護予防・日常生活支援 総合事業の実施 (行政受託事業)	●介護予防支援事業では、 ・地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受けるとき必要となる介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるよう支援します。 ・福祉ニーズの多様化に対応できる専門知識の習得及び技術向上を図り、制度改正等の新しい情報も随時得ながら、信頼される事業所を目指し、誠心誠意で対応します。 ・介護状態への進行を防ぎ、自立した生活が送れるよう、適切なアセスメントを元に、現行相当・緩和型サービスの的確な判断を行い、状態に見合った計画を作成します。 ・新型コロナウイルス感染症対策も継続して行います。 ○居宅介護支援事業担当職員が兼務 ○1月あたりのプラン作成数45件（予防・総合含む）の確保を目指します。

◆ 7. 総合支援事業 ◆

アプローチでは、カフェ営業や各種イベントに参加することで地域住民や東紀州地域の他事業所と利用者様の交流機会拡大、自主製品の販売増加を目標としていきます。

福祉センターの清掃、野菜の水耕栽培、原木しいたけ栽培等、収益増と共に作業内容の充実に努めます。

福祉の店「アプローチ」では、店舗での売り上げの減収や、設備の老朽化が問題となっています。『福祉の店の運営を検討する会議（仮称）』を設け、今後の運営等について検討していきます。また、紀宝町より各保育所・幼稚園・給食センターへの給食食材運搬調達を随時実施致します。

移動販売、宅配販売につきましては、引き続き買い物困難地区解消に向けた事業の継続・拡大と同時に、紀宝町地域包括支援センターとの情報共有を実施し、地域に安心を届けられる「見守り体制の構築・拡大」に努めます。

又、地域における生活保護法に規定する被保護者や社会参加困窮者に対する社会交流を図る場を提供致します。

各事業所（本所、店）においても、様々な技術の習得と作業意欲の向上を常に意識することにより、生産増や販路拡大を通じて、収益増による工賃増を目標としていきます。

利用者様の一般就労が実現できる様、今後も利用者様一人一人に合った支援を行うことで、その方が社会で活躍する場が広がることを念頭におき、各事業に取り組んでいきます。

(1) アプローチ事業		障害者総合支援事業
項 目	事 業 内 容 等	
①センター清掃 町受託事業	紀宝町福祉センター（鶴殿・神内事業所）の清掃実施 新型コロナウイルス感染防止のため、清拭消毒を重点的に実施	
②焼き菓子作り	焼き菓子を製造し、福祉の店アプローチ、福祉センター等で販売実施や、各種会議やサロン等の注文販売にも対応します	
③オープンカフェ	アプローチ邸にて、手作りケーキ（毎週水曜日・土曜日隔週）とコーヒー等の飲み物を提供	
④コーヒー提供	センター内の会議等にコーヒー提供サービスを実施	
⑤水耕野菜栽培・販売	M式水耕施設によって栽培した無農薬野菜を、福祉の店アプローチ、紀宝町福祉センター（鶴殿・神内事業所）、道の駅ウミガメ公園にて販売実施	
⑥みかん袋の加工・修繕	農福連携の一環として、地元みかん農家より委託を受け、みかん袋の加工・修繕を実施	
⑦災害救援自動販売機の設置	紀宝町福祉センター玄関内及び鶴殿体育館内に災害救援自動販売機を設置し、災害時における飲料提供の啓発と共にアルミ缶回収作業を行う （※停電時にも人的操作により無料で飲料提供が可能）	
⑧空き缶リサイクル作業	空き缶（アルミ缶）を回収し、リサイクル業者に納品	
⑨原木椎茸・植物栽培 新規 シキミ栽培	原木椎茸、観葉植物や多肉植物、新規、畑を借りてシキミを栽培育成し、ウミガメ公園等で販売	

⑩箱折り作業受注	一般企業より受注を受け、箱折り作業実施
⑪手芸雑貨・木工雑貨	手芸雑貨や木製プランター等の雑貨を製作し、ウミガメ公園、浅里飛雪の滝キャンプ場やイベント等で販売
⑫各種イベントでの参加交流	みんなのマルシェ、紀宝みなとフェスティバル等の町内イベントに参加し、自主商品の販売促進と他障がい者就労事業所、地域住民との交流を図る
⑬研修	・県内の就労継続支援事業所や関係機関等の視察を一泊又は日帰りで実施予定 ・洋菓子職人を講師として招聘し、新作ケーキの指導を受ける

(2) 福祉の店「アプローチ」事業		障害者総合支援事業
項 目	事 業 内 容 等	
①福祉の店の販売業務	福祉の店アプローチ店内の清掃、商品管理、惣菜等の販売商品の包装業務を実施	
②パン製造販売業務	手作りパンの製造及び包装業務実施と受注販売対応 (現在販売先 27 件) 新規、図書館にて販売予定	
③移動販売業務 町委託金事業	買い物困難地区解消、利用者の接客技術の向上、地域住民との交流を目的とし、移動販売業務を実施	
④宅配販売業務 町委託金事業	移動困難世帯（高齢者・障がい者世帯）の買い物支援と同時に「見守り」の実施を目的とし宅配販売業務を全町対象として実施 ※「見守り」に関しては、紀宝町地域包括支援センターとの定期的な情報共有を継続実施	
⑤『紀宝町飛雪の滝キャンプ場』、『くろしお学園』への物品販売	「国等による障害者就労支援等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達法）」に基づき『紀宝町飛雪の滝キャンプ場』『くろしお学園』への物品販売を実施、今後、販路拡大を図っていく	
⑦保育所・幼稚園・給食センターへの食材調達	各保育所・幼稚園・給食センターに給食食材を運搬調達	
⑧各種イベントでの参加交流	みんなのマルシェ、紀宝みなとフェスティバル等の町内イベントに参加し、自主商品の販売促進と他障がい者就労事業所、地域住民との交流を図る	
⑨研修	・県内の就労継続支援事業所や関係機関等の視察を一泊又は日帰りで実施予定 ・熊野保健所に講師を依頼し「食中毒対策衛生講習会」を実施	

◆ 8. 各団体関係事業の事務局 ◆

項 目	事 業 内 容
(1) 民生委員児童委員協議会	●会長：濱口啓 ●副会長：梶屋喜一、竹鼻佳珠生 ●民生委員児童委員：39名（内、主任児童委員3名含む） ●総会（4月） 役員会（奇数月） 定例会（毎月） ●基本方針および重点目標：少子高齢化が進む中、こどものいじめや虐待、生活困窮者問題等、私たち民生委員・児童委員の取り組みや役割に大きな期待が寄せられています。地域の方々と共に『ふくし』社会を実現していく為、私たち一人ひとりが健康に留意して、助け合いの心を育み取り組んでいきます。私たち民生委員・児童委員が力を合わせ、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組みます。 ①『支えあう 住みよい社会 地域から』運動の推進 ②地域社会の孤立や生活困窮、虐待などの福祉課題に目を向け協力していこう ③第3次地域福祉（活動）計画推進の為の実施事業等に協力していこう ④一人で抱え込まない民生委員・児童委員同士の支え合いを図ろう ⑤定例会の活性化に向け、みんなが自由に意見を出し合える雰囲気づくりをつくっていこう
(2) 老人クラブ連合会	●会長：牧戸光彦 ●副会長：石垣安規、大峪やす子 ●理事：24名 会員数：1,296名 ●総会（4月） 理事会（随時） ●基本方針および重点事項 メインテーマ「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」 （1）高齢者暮らしを支える「新地域支援事業」の推進 ①老人クラブの基本的方針を活用、新地域支援事業活動を進めよう （2）健康寿命を伸ばす「健康づくり活動」と「友愛活動」の充実 ①高齢者の生きがいづくり・健康づくり活動の推進 ②地域を支え合う友愛・奉仕活動の推進 （3）新規会員の勧誘と老人クラブリーダーの育成 ①新規会員を勧誘し老人クラブ活動の活性化をしよう ②若手高齢者の勧誘と若手リーダーの育成・登用 ③女性リーダーの育成と女性の参画機会の拡大・登用 （4）高齢者の被害防止活動の推進 ①消費者被害防止の推進 ②交通安全、防犯・防災、転倒防止活動の推進
(3) 身体障がい者福祉会	●会長：寺本秀夫 ●副会長：西修、野崎由紀子 ●役員：7名 会員数：97名 ●総会（4月） 役員会（毎月） ●基本方針および重点項目 自らの生活に活力を求めることを目標とした諸事業を推進し、いきいき福祉のまちづくりを目指して、福祉活動に積極的に参加していくものとする。 ①組織の強化：会員の増加、組織の強化を図るとともに会活動の充実を図る。 ②懇親会の開催：会員相互の親睦を図り、自らの生活に活力を求める。 ③研修会の開催参加：自立更正の為会員相互の資質向上を図る。 ④福祉関係団体の行事へ積極的に参加する：県身連の開催する行事へ積極的に参加する。 ⑤レクリエーションの開催について：会員相互の親睦と自らの健康保持、機能維持を図る機会を多く持つ。

(4) 母子寡婦福祉会	●会長：岡本徳恵 ●副会長：田中純代・中道眞規子 ●役員：15名 会員数：67名 ●総会（4月） 役員会（随時） ●基本方針及び重点項目 厳しい社会情勢の中、会員相互の助け合いと協力により、円滑な会の運営、組織の強化に努め積極的に福祉の進展に寄与する。 （1）会員の連携強化 ①総会・役員会の開催 ②懇親会の開催 ③小口貸付制度の実施 （2）研修会等の開催等 ①母子寡婦福祉制度説明等研修会の実施 ②県指導者研修会、福祉大会等への参加 ③町が主催する事業への参加協力 （3）その他 ①明見公園清掃 ②まなびの郷清掃 ③ボランティア活動（施設清掃）
(5) 手をつなぐ親の会	●会長：山口 博 ●副会長：山口栄子 ●役員：8名 会員数：14名 ●総会（4月） 役員会（随時） ●活動の基本 ①総会・役員会の開催 ②会員の加入促進と組織の強化 ③自立支援事業の開催 ④研修会・親睦会の開催 ⑤紀南ひかり園の行事への参加及び連携 ⑥紀宝町社会福祉協議会の諸事業への参加協力 ⑦紀宝町ボランティア・市民活動センターへの参画 ⑧三重県手をつなぐ親の会への事業への参加協力
(6) 遺族会	●会長：尾崎 強 ●副会長：畠 良一、楠 康男、川原田規泰 ●役員：8名 会員数：149名 ●総会（4月） 役員会（随時） ●基本方針及び重点項目 会員相互の親睦を図りながらお互いに協力し合い、よりよい会活動及び自主運営を目指します。 ①総会・役員会の開催 ②戦没者慰霊祭の開催（3年に1度は社協主催、他は遺族会主催） ③県・郡遺族会の行事等への参加 ④全国・及び県戦没者追悼式への参列

(7) 共同募金委員会	●会長：田中 啓一、 ●副会長：今年度決定。新規委員の選定 ●共同募金運動の目的達成のために、本会の定める諸計画に基づき、紀宝町の地域福祉の推進のため、民意を十分に反映し、次の事業を行う。 ①共同募金活動の実施 ②共同募金ボランティアの受け入れ、登録、研修及び活動の企画・実践 ③共同募金の広報・啓発活動の実施と世論の醸成 ④民間地域福祉（民間福祉関係団体）にかかわる資金需要の把握及び配分計画案の策定など配分調整の実施 ⑤社会福祉協議会及び受配者との連絡並びにボランティア団体などからの相談への対応 ⑥歳末たすけあい運動の推進 ⑦関係組織との連絡調整 ⑧その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業 （法人募金の強化、キャラクターグッズを活用した募金の検討）
(8) 災害見守り体制連絡協議会	●会長：木下 起査央 ①連絡協議会（行政代表、社協会長、民児協会長） ②実務者連絡会（委員9名） ③ワーキンググループ（委員12名） 紀宝町地域防災計画に基づき、紀宝町災害見守り体制連絡協議会を設置し、災害時におけるひとり暮らし高齢者世帯、障がい者世帯等の迅速な安否確認及び避難誘導、生活支援等を行うことによって、より安心・安全な福祉の町づくりを目指します。 ●3本柱 ①要援護者、協力員登録（自助・共助のもと見直しを検討する） ②ターンバックル方式 ③災害ボランティアコーディネーター継続研修等
(9) 紀宝町福祉連絡会	●会長：神園敏昭 ●副会長：畑中淳子 紀宝町福祉活動をしている各福祉関係団体が、お互いの連携を強め、さらに福祉の向上を目的として、平成21年1月30日に紀宝町福祉連絡会を設置しました。 ●主な団体 ①老人クラブ連合会 ②身体障がい者福祉会 ③母子寡婦福祉会 ④手をつなぐ親の会 ⑤民生委員児童委員協議会 ⑥ボランティア・市民活動センター ※①～⑥主構成団体 ⑦シルバー人材センター ⑧遺族会 ⑨放課後児童クラブ「きほっこ」 ⑩社会福祉協議会